約款規定例 新旧対比表

以下のとおり、約款規定(下線箇所)を改定します。

※以下は対象約款の一部を抜粋したものです。また、保険種類によって条番号等が異なります。

1. 保険金等の支払対象となる重大疾病等の定義変更

- ①対象となる重大疾病 (悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)
- (例) 無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型) 普通保険約款 別表 5

悪つ	対象とかる重大疾病	(亜性新生物	刍性 心筋梗棄	昭次山)	の其木分類コード	

① 平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目

改定前

の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D -10(2003年版) 準拠」によるものとします。

表 2 対象となる重大変	病(悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の基本分類コード				
① 平成27年2月	① 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の				
内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I C D - 1					
0 (2013年版) 準拠」によるものとします。(備−1)					
佐住夕	公 粘 頂 日	基本分類			

改定後

疾病名	分 類 項 目	基本分類コード	疾病名	分類項目	基本分類コード
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	C00~C14		口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物	C15~C26		消化器の悪性新生物 <腫瘍>	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39		呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40~C41		骨及び関節軟骨の悪性新生物 <腫瘍>	C40~C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43		皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45~C49		中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物	C50		乳房の悪性新生物 <腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51~C58		女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60~C63		男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物	C64~C68		腎尿路の悪性新生物 <腫瘍>	C64~C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72		眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 <腫瘍>	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75		甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
1.悪性新生物	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76~C80	1.悪性新生物	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81~C96		リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 <腫瘍>、	C81~C96
				原発と記載された又は推定されたもの	
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97		独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球增加症<多血症>	D45		真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46		骨髓異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のそ			リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のそ	
	の他の新生物(D47)のうち、			の他の新生物 <u><腫瘍></u> (D47) のうち、	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1		慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	本態性(出血性)血小板血症	D47.3		本態性(出血性)血小板血症	D47.3
				骨髓線維症	<u>D47.4</u>
				慢性好酸球性白血病[好酸球增加症候群]	<u>D47.5</u>
	(省略)			(省略)	

小 点	3.
改定前	改定後
② ①において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3 版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。	② ①において「悪性新生物」とは、国際がん研究機関(IARC)より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3.2版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision)に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。(備-2)(備-3)ただし、「消化管間質腫瘍」は、この②の規定にかかわらず「悪性新生物」に該当するものとして取り扱います。
(省略)	(省略)
(新 設)	別表 5 備考 (備 - 1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において診断確定 日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、表 2 の①に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中に含めることがあります。
(新 設)	(備-2) 「国際疾病分類腫瘍学」において診断確定日以前に新たな版が公表され、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
(新 設)	 (備-3) 国際がん研究機関 (IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3.2版」 (International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision) において新生物の性状を表す第5桁コードが悪性に分類されていない疾病であっても、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 – 腫瘍学 第3版」において新生物の性状を表す第5桁コードが悪性に分類されている疾病については、対象となる悪性新生物として取り扱います。

②対象となる重大疾病(悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中)

(例) 無配当重大疾病治療給付特約(上皮内·皮膚癌保障付無解約払戻金型) 特約条項 別表 3

改定前

表2 対象となる重大疾病(悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中)の基本分類コード ① 平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目 の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編<u>「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD</u> 10(2003年版) 準拠 によるものとします。 表2 対象となる重大疾病(悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞、脳卒中)の基本分類コード
① 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、次のものとし、分類項目の
内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編<u>「疾病、傷害及び死因統計分類提要 I CD-1</u>
<u>0 (2013年版) 準拠」</u>によるものとします。<u>(備-1)</u>

改定後

10(2003年版) 準拠」によるものとします。		0 (2013年版) 準拠」によるものとします。 (備-1)			
疾病名	分類項目	基本分類 コード	疾病名	分 類 項 目	基本分類 コード
1 .悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物 骨及び関節軟骨の悪性新生物 皮膚の悪性無色腫 中皮及び軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 女性生殖器の悪性新生物 野味路の悪性新生物 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 町位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物 リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のそ の他の新生物(D47)のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症	C00~C14 C15~C26 C30~C39 C40~C41 C43 C45~C49 C50 C51~C58 C60~C63 C64~C68 C69~C72 C73~C75 C76~C80 C81~C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3	1.悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物 <腫瘍> 消化器の悪性新生物 <腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物 <腫瘍> 皮膚の悪性黒色腫 中皮及び軟部組織の悪性新生物 <腫瘍> 致情の悪性新生物 <腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物 <腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物 <腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物 <腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物 <腫瘍> 明、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 <腫瘍> 甲状腺及びその他の中が泌腺の悪性新生物 <腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 <腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 <腫瘍> 真正赤血球増加症 <多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物 <腫瘍> (D47)のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性(出血性)血小板血症 骨髓線維症 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	C00~C14 C15~C26 C30~C39 C40~C41 C43 C45~C49 C50 C51~C58 C60~C63 C64~C68 C69~C72 C73~C75 C76~C80 C81~C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
2. 上皮内癌・ 皮膚癌	(1) 上皮内癌 悪性新生物 上皮内新生物(2) 皮膚癌 皮膚のその他の悪性新生物	C00~C97 D00~D09	2. 上皮内癌· 皮膚癌	(1) 上皮内癌 悪性新生物 上皮内新生物 子宮頚(部)の異形成(N87)のうち、 中等度子宮頚(部)異形成 高度子宮頚(部)の異形成、他に分類されないもの (2) 皮膚癌 皮膚のその他の悪性新生物 < 腫瘍 >	C00~C97 D00~D09 N87.1 N87.2
	(省略)			(省略)	

3

改定前	改定後
② ①において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3 版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。	② ①において「悪性新生物」とは、国際がん研究機関(IARC)より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3.2版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision)に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。 (備-2) (備-3) ただし、「消化管間質腫瘍」は、この②の規定にかかわらず「悪性新生物」に該当するものとして取り扱います。
(省略)	(省略)
③ ①「2.上皮内癌・皮膚癌」において「(1)上皮内癌」とは、 <u>厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3版」</u> に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。	③ ①「2. 上皮内癌・皮膚癌」において「(1) 上皮内癌」とは、国際がん研究機関(IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3.2版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision) に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。 (備-2) (備-3) ただし、「中等度子宮頚(部) 異形成」および「高度子宮頚(部)の異形成,他に分類されないもの」は、この③の規定にかかわらず「(1) 上皮内癌」に該当するものとして取り扱います。
(省略)	(省略)
④ ①「2. 上皮内癌・皮膚癌」において「(2)皮膚癌」とは、 <u>厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 – 腫瘍学 第3版」</u> に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。	 ④ ①「2. 上皮内癌・皮膚癌」において「(2)皮膚癌」とは、<u>国際がん研究機関(IARC)より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3.2版」(International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision)</u>に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものとします。
(省略)	(省略)
(新 設)	別表3 備考 (備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要」において診断確定 日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、表2の①に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞または脳卒中に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内癌、皮膚癌、急性心筋梗塞または脳卒中に含めることがあります。
(新 設)	(備-2) 「国際疾病分類腫瘍学」において診断確定日以前に新たな版が公表され、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に認めたときに限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌に含めることがあります。
(新 設)	(備-3) 国際がん研究機関 (IARC) より公表された「国際疾病分類腫瘍学第3.2版」 (International Classification of Diseases for Oncology, Third Edition. Second Revision) において新生物の性状を表す第5桁コードが悪性および上皮内癌に分類されていない疾病であっても、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3版」において新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌に分類されている疾病については、対象となる悪性新生物、上皮内癌または皮膚癌として取り扱います。

③対象となる特定疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)

(例)無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)普通保険約款 別表 6 **改定前**

別表6 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

特定疾病 の種類	分 類 項 目	基本分類 コード
がん	口唇, 口腔及び咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物 骨及び関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物 中皮及び軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 致性生殖器の悪性新生物 男性生殖器の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼, 脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確, 続発部位及び部位不明の悪性新生物 リンパ組織, 造血組織及び関連組織の悪性新生物 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 上皮内新生物	C00~C14 C15~C26 C30~C39 C40~C41 C43~C44 C45~C49 C50 C51~C58 C60~C63 C64~C68 C69~C72 C73~C75 C76~C80 C81~C96 C97 D00~D07, D09

別表6 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。(備-1)

改定後

特定疾病	分類項目	基本分類
の種類	7 % % C	コード
	口唇, 口腔及び咽頭の悪性新生物	C00~C14
	消化器の悪性新生物	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物	C40~C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物	C43~C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物	C45~C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物	C64~C68
がん	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75
	部位不明確, 続発部位及び部位不明の悪性新生物	C76~C80
	リンパ組織, 造血組織及び関連組織の悪性新生物	C81~C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00~D07、
		D09
	子宮頚(部)の異形成(N87)のうち、	
	中等度子宮頚(部)異形成	N87.1
	高度子宮頚(部)の異形成,他に分類されないもの	N87.2

(省略)

別表6 備考

(備-1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において診断確定 日または診断日以前に新たな分類提要が施行され、別表6に掲げる疾病以外に新たにがん、心疾患ま たは脳血管疾患に分類された疾病がある場合その他これと同等の事情がある場合には、当会社が特に 認めたときに限り、その疾病を対象となるがん、心疾患または脳血管疾患に含めることがあります。

(省略)

(新 設)

2. 契約者貸付の取扱対象商品の拡大

①無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)普通保険約款

改定前	改定後
第23条 失効した保険契約の復活 ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第10条)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第5条)を行なっことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求(第18条)を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。	第23条 失効ルた保険契約の復活 ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第10条、第33条第③項)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第5条)を行なっことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求(第18条)を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。

改定前	改定後
第31条 払済重大疾病保障保険への変更	第31条 払済重大疾病保障保険への変更
① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月(第3条)以	① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月(第3条)以
後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済重大疾病	後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済重大疾病
保障保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出して	保障保険に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出して
ください。ただし、変更後の重大疾病保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金	ください。ただし、変更後の重大疾病保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金
抑制割合が100%の場合には、変更することができません。	抑制割合が100%の場合には、変更することができません。
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) (省略)	(2) (省略)
(3) 重大疾病保険金額は、次の(ア)および(イ)の合計額によって計算した金額にあらためます。	(3) 重大疾病保険金額は、次の(ア) および(イ)の合計額によって計算した金額にあらためます。
	この場合、現金貸付金(第32条)があったときには、その元利合計額を(ア)および(イ)の合
	計額から差し引いて計算します。
(ア) 変更前の保険契約の解約払戻金額 (第22条)	(ア) 変更前の保険契約の解約払戻金額(第22条)
(イ) 未経過保険料(第8条第④項)	(イ) 未経過保険料 (第8条第4項)
	W THE STORES AND THE

改定前	改定後
	第7章 保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済 第32条 保険契約者に対する現金貸付
(新 設)	① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の 範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表 1)を当会社に 提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金抑制割合 が100%の場合には、現金貸付を行ないません。 (1) 貸付時の解約払戻金の9割 (2) 貸付時の3年経過時の解約払戻金の8割
	② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第32条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。
	③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。
	④ この第32条の現金貸付金の返済については、第33条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

改定前	改定後
(新 設)	第33条 貸付金の返済 ① 保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金(第32条)の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。 ② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(4)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。 (1) 保険契約が消滅した場合(第14・15・17・18・19条) (2) 保険期間の短縮を行なう場合(第19条) (3) 重大疾病保険金額の減額を行なう場合(第30条) (4) 払済重大疾病保障保険への変更を行なう場合(第31条) ③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額(第22条)をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料(第23条)とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。

改定前	改定後
別表 1 請求書類等 ② その他の請求書類	別表 1 請求書類等 ② その他の請求書類
(省略)	(省略)
(新 設)	6. (1) 当会社所定の請求書 ・保険契約者に対する現金貸付 (2) 保険契約者の印鑑証明書

②無配当就業障害保障保険(身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)普通保険約款

改定前	改定後
第22条 失効した保険契約の復活	第22条 失効した保険契約の復活
① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第9条)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第4条)を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求(第17条)を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。	① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日(第9条、第32条第③項)からその日を含めて1年以内は、その効力を回復させるため、保険契約の復活の請求(第4条)を行なうことができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、保険契約者が解約払戻金の支払請求(第17条)を行なった後は、保険契約の復活を請求することはできません。

改定前	改定後
第30条 払済就業障害保障保険(身体障害者手帳連動型)への変更	第30条 払済就業障害保障保険(身体障害者手帳連動型)への変更
① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月(第28条)	① 保険契約者は、保険料払込期間中、当会社の定めた取扱基準によって、次回払込期月(第28条)
以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済就業障	以後の保険料を払い込まないこととし、保険契約を次の(1)から(3)に規定する内容の払済就業障
害保障保険(身体障害者手帳連動型)に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類	害保障保険(身体障害者手帳連動型)に変更することができます。この場合、保険契約者は必要書類
(別表1)を当会社に提出してください。ただし、変更後の就業障害保険金額が当会社の定めた金額に	(別表1)を当会社に提出してください。ただし、変更後の就業障害保険金額が当会社の定めた金額に
満たない場合または解約払戻金抑制割合が100%の場合には、変更することができません。	満たない場合または解約払戻金抑制割合が100%の場合には、変更することができません。
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) (省略)	(2) (省略)
(3) 就業障害保険金額は、次の(ア)および(イ)の合計額によって計算した金額にあらためます。	(3) 就業障害保険金額は、次の(ア)および(イ)の合計額によって計算した金額にあらためます。
	この場合、現金貸付金(第31条)があったときには、その元利合計額を(ア)および(イ)の合
	計額から差し引いて計算します。
(ア) 変更前の保険契約の解約払戻金額(第21条)	(ア) 変更前の保険契約の解約払戻金額(第21条)
(イ) 未経過保険料(第7条第④項)	(イ) 未経過保険料(第7条第④項)

改定前	改定後
(新 設)	第7章 保険契約者に対する現金貸付および貸付金の返済 第31条 保険契約者に対する現金貸付 ① 保険契約者は、当会社の定めた借用条項にもとづいて、次の(1)または(2)のどちらか低い金額の範囲内で、現金貸付を受けることができます。この場合、保険契約者は必要書類(別表1)を当会社に提出してください。ただし、現金貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合または解約払戻金抑制割合が100%の場合には、現金貸付を行ないません。 (1)貸付時の解約払戻金の9割 (2)貸付時の3年経過時の解約払戻金の8割 ② 現金貸付を行なう際に、すでにこの第31条の現金貸付金があった場合には、当会社は、その元利合計額を、新たな現金貸付金から差し引きます。 ③ 現金貸付金の利息は、当会社の定めた利率によって、貸付を行なった日の翌日から計算し、貸付を行なった日の毎年の応当日ごとに元金に繰り入れます。 ④ この第31条の現金貸付金の返済については、第32条「貸付金の返済」の規定によって取り扱います。

改定前	改定後
	第32条 貸付金の返済 ① 保険契約者は、保険期間中、いつでも、現金貸付金(第31条)の元利合計額の全部または一部を返済することができます。ただし、その元利合計額の一部を返済する場合、その返済額は当会社の定めた金額以上であることを要します。
(新 設)	② 当会社は、保険契約が、次の(1)から(5)のどれかに該当した場合で、現金貸付金があったときには、その元利合計額を、当会社の支払うこととなった金額または変更に際して充当することとなった金額から差し引きます。 (1) 保険契約が消滅した場合(第13・14・16・17・18条)(備-1) (2) 保険期間の短縮を行なう場合(第28条) (3) 就業障害保険金額の減額を行なう場合(第29条) (4) 払済就業障害保障保険(身体障害者手帳連動型)への変更を行なう場合(第30条) (5) この保険契約の締結の後に、この保険契約に「災害死亡保障特則」を適用する場合(第43条)
	③ 現金貸付金の元利合計額が、解約払戻金額(第21条)をこえることとなった場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。この場合、その金額が当会社の指定した日までに払い込まれなかったときには、保険契約は、現金貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時から効力を失います。なお、当会社が、この保険契約の復活の請求を承諾した場合には、保険契約者は、延滞した保険料(第22条)とともに、当会社の定めた方法によって計算した金額を払い込んでください。
	第32条 備考 (備-1) この保険契約に「災害死亡保障特則」が適用されている場合には、その適用されている「災害死 亡保障特則」の災害死亡保険金が支払われたことにより保険契約が消滅した場合を含みます。

※上記第7章の新設に伴い、改定前の第7章を第8章へ繰り下げ、第31条以下を2条ずつ繰り下げます。また、規定本文中の条番号(第○条)を繰り下げ後の条番号に変更します。

改定前	改定後
別表 1 請求書類等 ② その他の請求書類	別表 1 請求書類等 ② その他の請求書類
(省略)	(省略)
(新 設)	7. (1) 当会社所定の請求書 ・保険契約者に対する現金貸付 (2) 保険契約者の印鑑証明書

③契約変換に関する特約

第3章 変換後契約が無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、 無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)または 無配当重大疾病保障保険(がん保障ステージIIIV限定・無解約払戻金型)の場合の取扱

第11条 変換後契約の取扱

- ① (省略)
- (6) (省略)

変換後契約の重大疾病保険金額-

(変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病保険金額-変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の解約払戻金額)

(9) (省略)

変換後契約の重大疾病治療給付金額-

(変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病治療給付金額-変換基準日の前日末における変換前契約に付加された無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付)または無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)の解約払戻金額)

第11条 備考

(新 設)

第13条 保険証券への記載

- (4) 変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の解約払戻金額
- (5) 変換前契約に無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付)または無配当重大疾病 治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)が付加されている場合には、変換基準日 の前日末におけるこれらの特約の解約払戻金額

(新 設)

第3章 変換後契約が無配当重大疾病保障保険 (無解約払戻金型) 、

無配当重大疾病保障保険(解約払戻金抑制割合指定型)または 無配当重大疾病保障保険(がん保障ステージIIIV限定・無解約払戻金型)の場合の取扱

第11条 変換後契約の取扱

- ① (省略)
- (6) (省略)

変換後契約の重大疾病保険金額-

(変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病保険金額-変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の解約払戻金額(備-7))

(9) (省略)

変換後契約の重大疾病治療給付金額-

(変換基準日の前日末における変換前契約の重大疾病治療給付金額-変換基準日の前日末における変換前契約に付加された無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付) または無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)の解約払戻金額(備-7))

第11条 備考

(備-7) 保険契約者に対する現金貸付があるときは、その現金貸付金の元利合計額を差し引く前の金額とします。

第13条 保険証券への記載

- (4) 変換基準日の前日末における変換前契約の主契約の解約払戻金額(備-1)
- (5) 変換前契約に無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付)または無配当重大疾病治療給付特約(上皮内・皮膚癌保障付無解約払戻金型)が付加されている場合には、変換基準日の前日末におけるこれらの特約の解約払戻金額(備-1)

第13条 備考

(備-1) 保険契約者に対する現金貸付があるときは、その現金貸付金の元利合計額を差し引く前の金額とします。

改定前	改定後
第4章 変換後契約が無配当就業障害保障保険(身体障害者手帳連動・無解約払戻金型)または 無配当就業障害保障保険(身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)の場合の取扱	第4章 変換後契約が無配当就業障害保障保険(身体障害者手帳連動・無解約払戻金型)または 無配当就業障害保障保険(身体障害者手帳連動・解約払戻金抑制割合指定型)の場合の取扱
第15条 変換後契約の取扱	第15条 変換後契約の取扱
① (省略) (5) (省略)	① (省略) (5) (省略)
変換後契約の就業障害保険金額 – (変換基準日の前日末における変換前契約の就業障害保険金額 – 変換基準日の前日末における変 換前契約の解約払戻金額)	変換後契約の就業障害保険金額 – (変換基準日の前日末における変換前契約の就業障害保険金額 – 変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額 (備 – 6)
第15条 備考 (新 設)	第15条 備考 <u>(備-6) 保険契約者に対する現金貸付があるときは、その現金貸付金の元利合計額を差し引く前の金額とします。</u>
第16条 保険証券への記載 (3) 変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額	第16条 保険証券への記載 (3) 変換基準日の前日末における変換前契約の解約払戻金額 <u>(備-1)</u>
(新 設)	第16条 備考 (備-1) 保険契約者に対する現金貸付があるときは、その現金貸付金の元利合計額を差し引く前の金 額とします。

以上